

会計年度消費生活相談員 募集要項

令和 8 年 9 月 18 日
スポーツ市民局消費生活課

スポーツ市民局消費生活課（名古屋市消費生活センター）にて勤務する会計年度消費生活相談員を次の通り募集します。

1 採用予定人員・主な職務内容・勤務場所等

選考区分	採用予定人数	主な職務内容
会計年度消費生活相談員	若干名	消費生活に関する相談業務、消費生活に関する消費者啓発業務及びこれらに付随する業務

※職務にあたりワード、エクセル等の基本的なパソコン操作ができる必要があります。

2 受験資格

次の (1) または (2) のいずれかの要件を満たし、かつ (3) の要件を満たす方

- (1) 消費生活相談員資格（国家資格）試験に合格した者（不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律附則第 3 条第 1 項又は同条第 2 項に基づき「消費生活相談員試験に合格した者」とみなされる者を含む）
- (2) 独立行政法人国民生活センターが付与する「消費生活専門相談員」、一般財団法人日本産業協会が付与する「消費生活アドバイザー」、一般財団法人日本消費者協会が付与する「消費生活コンサルタント」のいずれかの資格を有する者
- (3) 次のいずれにも該当しないこと
 - ・ 地方公務員法第 16 条の規定により、地方公務員となることができない者
 - ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - イ 名古屋市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
 - ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成し、又はこれに加入した者
 - ・ 平成 11 年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

3 申込み

(1) 申込期間

令和 8 年 9 月 18 日（金）から令和 8 年 10 月 2 日（金）まで

(2) 申込方法

別紙の受験申込書に必要事項を記入の上、110 円切手を貼付した返信用封筒（受験票送付用）とともに、スポーツ市民局消費生活課へ郵送（10 月 2 日（金）必着）もしくは持参してください。

※ 持参の場合は、申込期間内（閉庁日除く）の午前 9 時から午後 5 時まで受け付けます。

※ 書類に不備や不足がある場合は受付できませんのでご注意ください。

※ 郵送の場合は、簡易書留をお願いします。

(3) その他

申込期間中、受験を検討されている方を対象に名古屋市消費生活センターの見学を受け付けます。業務内容の説明を受けたり相談の様子を見学することができます（30 分程度）。

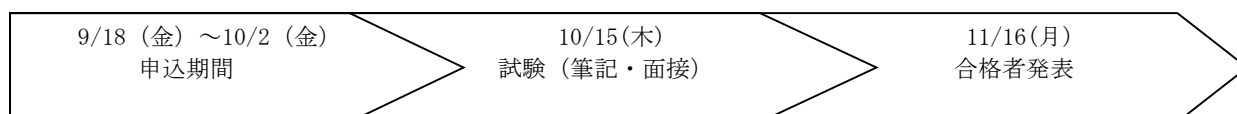
見学を希望される場合は、個別に本募集要項末尾の問い合わせ先に電話でご相談ください。ご相談は申込期間中の平日の開庁日のみ可能です。なお、見学の有無は選考結果に影響しません。

提出書類	・ 受験申込書 ・ 資格を証する書類の写し ・ 110 円分の切手を貼った返信用封筒（定型封筒長形 3 号封筒 120 mm×235mm）に申込者の宛先、氏名を記入したもの 1 通（受験票送付用）
------	--

〔郵送宛先〕 〒460-0008 名古屋市中区栄一丁目 23-13 伏見ライフプラザ 11 階
名古屋市スポーツ市民局消費生活課 担当：松井・宅間

4 選考の日程等

(1) 選考の流れ



(2) 試験内容

試験	時間	試験内容	配点
筆記試験	60 分	作文試験（1 問）	75 点満点
面接試験	15 分	個人面接試験	75 点満点

※各試験において点数が一定水準に達しない場合は、総合点数に関わらず不合格となります。

(3) 会場及び集合時間

受験票に記載してお知らせします。

※受験の際は公共交通機関をご利用ください。

(4) 試験結果の通知

令和 8 年 11 月 16 日（月）に郵送にて通知します。あわせて本市ウェブサイト合格者の受験番号を掲載します。

(5) その他

電話等による可否に関する問い合わせには一切お答えしません。

5 合格から採用まで

(1) 採用は、令和 8 年 12 月 1 日を予定しております。（採用後 1 か月間は条件付採用期間となります。）

(2) 任用期間は令和 8 年 12 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までとなります。

なお、勤務実績に応じて翌年度も再び任用される可能性があります。（最大 4 回まで）

(3) 本選考により採用候補者となった方は、最終合格発表の日から令和 9 年 3 月 31 日まで成績順に採用候補者名簿に登載され、上位の方から採用します。辞退等があった場合は次順位の方を採用します。

(4) 受験資格がないことや申込書類に不正があることが判明した場合には採用しないことがあります。

6 試験結果の簡易提供

試験の成績については、名古屋市個人情報保護条例第 9 条の規定に基づき、口頭で簡易提供を請求することができます。簡易提供は閲覧により行います。

請求 できる人	簡易提供内容	申請期限	申請方法
不合格者	・試験順位 ・試験点数 ・試験合格基準点	試験の結果発表日からその翌月同日まで (ただし、最終日が閉庁日の場合は、次の開庁日まで) ・ 9:00～12:00 ・ 13:00～17:00 (土・日・祝・振替休日を除く)	必ず受験者本人又は不合格者の委任による代理人が、下記の方法により口頭で申し出てください。 ・ 受験者本人が申出する場合 運転免許証、旅券等の身分証明書(写真のあるもの)及び受験票又は選考結果通知書の提示 ・ 代理人が申出する場合 アに掲げる書類の提示及びイに掲げる書類の提出 ア 代理人の身分証明書、不合格者の身分証明書の複写物及び不合格者の受験票又は選考結果通知書 イ 代理人の氏名及び住所、不合格者の氏名及び住所、委任事項並びに作成年月日の記載のある委任状

※ 簡易提供請求は受験者本人又は不合格者の委任による代理人による消費生活課(名古屋市中区栄一丁目 23-13 伏見ライフプラザ 11 階)への来庁が必要です。

また、電話・郵便等による請求は受け付けておりません。

※ 必要提示書類(写真付の身分証明書)に不足がある場合は簡易提供できません。

※ 来庁の際は公共交通機関をご利用ください(自家用車での来庁はご遠慮ください)。

7 勤務条件

報酬	月額 172,191～219,496 円(地域手当相当報酬を含む)の範囲で、高校卒業後の年数に応じて決定 他に通勤手当に相当する費用弁償、期末手当、勤勉手当を支給 (令和 8 年 4 月 1 日現在。採用されるまでに給与関係の条例等の改正が行われた場合は、その定めるところによります。)
勤務場所	名古屋市スポーツ市民局消費生活課(名古屋市消費生活センター) 名古屋市中区栄一丁目 23 番 13 号 伏見ライフプラザ 11 階
勤務時間等	月曜日から土曜日のうち週 4 日(1 ヶ月から 2 ヶ月に 1 回程度の土曜日勤務あり)、週休日は毎月指定 午前 8 時 45 分から午後 5 時 15 分までの 1 日 7.5 時間(1 時間の休憩を除く)の週 30 時間
休日	週休日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、 年末年始(12 月 29 日から 1 月 3 日まで)

休 暇	年次休暇、忌引休暇及び介護休暇等
社 会 保 険	健康保険、厚生年金、雇用保険、公務災害補償あり

8 個人情報の取扱い

採用選考に際して提出された書類等は一切返却しません。なお、採用選考において取得した個人情報は、採用選考及び採用に関する事務以外の目的では使用しません。

〈問合せ先〉

名古屋市中区栄一丁目 23-13 伏見ライフプラザ 11 階

名古屋市スポーツ市民局消費生活課（担当：松井・宅間）

Tel：052-222-9679 Fax：052-222-9678